

1 計画推進のための行政運営

～地方分権改革や行政システム改革との一体的推進～

県では、地方分権改革や行政システム改革を一体的に推進することにより、大変厳しい財政状況の中で限られた財源を効率的に重点配分し、計画に位置づけた施策・事業の着実な推進に努めます。

(1) 地域主権型社会の実現に向けて

県では、2004（平成16）年3月に、2006（平成18）年度末までの3年間を期間とする「地域主権実現のための中期方針」を策定し、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」地域主権型社会の実現をめざして、地方分権改革の取組みを着実に進めてきました。

この間、全国的な市町村合併の進展や道州制論議の活発化、地方税財政制度改革など、地方自治体をとりまく環境は大きく変化しています。しかし、国から地方自治体への権限及び税源の移譲は依然として不十分な状況であり、国と地方の協議の場も未だ法制化されていません。今後とも、地方分権改革推進に向けた積極的な取組みが必要です。

こうした中、地方分権改革推進法の施行、「道州制ビジョン」の策定の動きなど、地方分権改革は、今、まさに、「新たなステージ」に向けて大きな転換期を迎えようとしています。

そこで、これまでの取組みの成果と課題、地方自治体をとりまく環境の変化などを踏まえて、2007（平成19）年度から2010（平成22）年度までの4年間を期間とする「地域主権実現のための基本方針」を策定することとしました。

この基本方針においては、以下の4つを取組方針として、地域主権型社会の実現に取り組みます。

＜地域主権実現のための基本方針＞

● 取組方針

- 1 県民主体の県政の推進
- 2 基礎自治体である市町村の行政機能、財政基盤の強化に向けた支援
- 3 広域自治体としての県の機能の純化・強化
- 4 将来の広域自治体のあり方に関する議論を踏まえた取組み

(2) 行政システム改革に向けて

県では、多様化・高度化する県民ニーズに応え得る簡素で効果的・効率的な行政の実現に向けて、行政システム改革に不斷に取り組んできており、特に、2004（平成16）年度からは2006（平成18）年度末を目標年度とする「行政システム改革の中期方針」を策定し、取組みを進めてきました。

この間、社会全体が低成長経済のもと、本格的な少子・高齢社会に移行する中で、労働人口の減少などによる県民1人あたりの租税や社会保険料などの負担の増大への危惧は、今後、一層高まっていくものと考えられます。

また、従来、行政が担うとされてきた公的サービスの分野における民間参入の機会が拡大され、市民活動などの高まりとあいまって、今日、NPO*や企業などといった多様な公的サービスの担い手が、様々な分野で活動を展開しております。

県においては、今後とも、県民ニーズや行政課題に効果的・効率的に応えていくため、限られた財源や人的資源を最大限に活用したスリムで効率的な体制を築いていく必要がありますし、あわせて、県職員一人ひとりが様々な場面でそれぞれの力を発揮し、県の組織全体が総力を高め、県民の声を聞きながら、変化に応じた質の高い県民サービスを的確に提供していくことがますます求められていくと考えております。

こうした県を取り巻く環境や、これまでの行政システム改革の取組みなどを踏まえ、2007（平成19）年度から2010（平成22）年度の4年間を期間とする「行政システム改革基本方針」を策定していくことといたしました。

「行政システム改革基本方針」においては、「変化に対応した質の高い県政の展開」を目標として、3つの基本方針の下、行政システム改革を推進していきます。

<行政システム改革基本方針>

● 目 標

変化に対応した質の高い県政の展開

● 基本方針

- I 多様な公的サービスの担い手との協働と連携
- II 多様な課題に対応できるスリムで効率的な体制の確立
- III 県民の視点に立った行政サービスの提供

